

石川県教育委員会告示第 号

石川県教育委員会事務局等組織規則(昭和40年石川県教育委員会規則第5号)第15条第1項の規定により、スポーツ健康課に所属する職員を日本スポーツマスターズ開催に関する事務処理のため駐在させる地を平成22年4月1日次のおり指定した。

平成22年 月 日

石 川 県 教 育 委 員 会

金沢市稚日野町